

平成18年度第4回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

| | |
|-------|--|
| 日時 | 平成18年10月29日(日) 18:00~20:45 |
| 会場 | 静岡文化芸術大学 1階 講堂 |
| 出席者 | 鈴木修会長、伊藤修二委員、秋山雅弘委員、井ノ口泰三委員、中山正邦委員、山口祐子委員 |
| 欠席者 | 有高芳草委員、辻塚也委員 |
| 傍聴者 | 740名 |
| 報道関係者 | 静岡新聞、中日新聞、テレビはままつ、時事通信社、NHK、SBS、日経新聞、読売新聞、テレビ静岡、静岡第一テレビ、朝日新聞、産経新聞、静岡朝日テレビ |
| 浜松市 | 北脇保之浜松市長、宮本武彦浜松市助役、鈴木総務部長、齋藤企画部長、古橋企画部参与、平木財政部長、飯田政令指定都市推進部長、鈴木商工部長、花嶋都市計画部長 |
| 事務局 | 小楠事務局長、松浦、金原、花井、山名、竹内、辻村 |

《会議の概要》

1. 平成18年度第4回目の審議会として、鈴木会長からあいさつがなされた。
2. 北脇浜松市長からあいさつがなされ、行財政改革について市長の見解、考え方等が述べられた。
3. 委員による意見、質疑等がなされ、市長との意見交換が行われた。
4. 鈴木会長から総括が述べられた。

《会議次第》

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 行財政改革の取り組みについて意見交換
 - (4) 総括
3. 閉 会

《会議の経過》

1 開 会

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、平成18年度第4回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

本日は、辻委員から欠席の連絡をいただいておりますが、急遽、有高委員からも、海外出張のため欠席との連絡がございましたので、今回は、6名の委員で開催いたします。

本年度の行革審は、当行革審からの答申を受けて、市が平成18年度から実施している「浜松市行政経営計画」について、行財政改革の進行管理を行っております。

前回、9月24日に開催いたしました第3回行革審では、本年8月末現在における取組状況について、総括的なご説明を受けた後、答申した項目の中から重要事項として取り上げた7項目について、各委員から意見を述べていただき、この意見に市当局の考えを確認しながら、審議を行いました。

本年度、第4回目となります本日の審議会は、特に行革審から北脇市長に出席をお願いいたしましたところ、特に公務ご多忙のなか、ご出席いただいております。誠にありがとうございます。

本日の審議会は、政令指定都市移行を踏まえ、今後の浜松市の行財政改革を着実に推進していくため、さらなる改革に取り組まれることを期待いたしまして、北脇市長との意見交換を中心に進めてまいりたいと考えております。所要時間としては概ね2時間を予定しております。

なお、審議会開催にあたっては、原則公開で行うこととしており、本日、既にご入場いただいている傍聴者につきましては、当審議会傍聴規程に基づきご入場いただいておりますことを申し添えます。

それでは、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 会長あいさつ

会長

平成18年度第4回浜松市行財政改革推進審議会を開催します。

今日は、行革審からは司会から説明のとおり2名が欠席のため、6名の出席です。また、市側からは市長、助役にご出席いただきました。

今晚は、行革審への関心の高さから、今までの会場では一番広い600名の座席がありますが、既に立ち見の方もいらっしゃいます。どうか、皆さん、空いている席があれば、お座りください。大勢の方にお出かけいただいたことにお礼を申し上げながら、議事に入ります。

ご承知のとおり、昨年8月、行革審は、市長から、市政全般をはじめとして、①職員給与・定員管理 ②企業会計・特別会計 ③外郭団体についての諮問を受けました。数多くの勉強会と公開の審議会を開催し、昨年の12月には緊急提言、本年3月には答申を市長に提出しました。市当局も平成18年度から行政経営計画で順次答申を具体化されており、平成19年度までにはできるだけ織り込むと伺っています。

4月には、「市が答申を受けて策定した行政経営計画には答申の90%を登載した」との新聞報道を受けました。これに対して行革審でチェックしたところ、諮問の時には答申を尊重するとしたにもかかわらず、量的には90%ではなく62%が実施の方向と大幅に食い違いがあります。質的な面、内容については、情報の公開や市議会の活性化など、質的にはそれ以下と言わざるを得ない。

そこで市長にお伺いしたいことが二点あります。市の幹部がこれまで行革審で答えられた市の見解、考え方が市長の考え方と一致しているのであれば、ここで再び話を聞く必要はありません。もしも、市の幹部が答えたことで、世論の動向や時間の経過によって市長の考え方が違うという結論になったものがあればお答えいただきたい。

第二点は、答申に対して90%は実施で、残る10%は実施検討の考えの中にあるのか、ないのか。ないのであれば、その理由をお答えいただきたい。また、90%と62%というこの大幅な差についてもどう考えているのか。この点を具体的にお答えいただきたいと思います。

北脇市長

まず1点目につきましては、この行革審で各部長の説明については、私、市長の指示、了解に基づくもので、私自身の考え方と違いはありません。今時点の市長としての考え方につきましては、第3回の行革審で示したとおりでございます。それから2点目、残りの10%の部分について実施検討の考えがあるのか、なければその理由をということと、90%と62%の大幅な差についてのお尋ねでございます。

まず、残りの10%については、市の分類で計画未登載、あるいは未対

応としたものを合わせると6.2%あります。この分類のことを対応しないという意味で、残りの10%とおっしゃられていると受けとめております。そこで、この計画未登載、あるいは未対応とした6.2%については三つに分けて説明申し上げます。

一つは、提言にあった内容について、法令の規定により実施できないものがあります。例えば、行革審の提言の中では、国民健康保険料の滞納の問題について、滞納者に対して通常の被保険者証にかえて交付される国民健康保険の短期被保険者証について、収入によって分けるべきであるという提言がありました。これについては、国民皆保険の見地から、収入が多いからといって短期被保険者証を交付しないというのは、この法律によりできない。国民健康保険の滞納者に対しては、まず短期被保険者証に切りかえ、それでも滞納が解消されない場合には資格証明書に切りかえるという形になっていますので、何ら保険者証も証明書も交付しないという対応は、法律では予定していないので、法律の見地から実施できないということで、未対応としています。

二番目に、制度の趣旨に鑑み、現行の制度を継続することが適当と判断したものがございます。例を挙げると扶養手当について、16歳から22歳の子どもに対する扶養手当については加算措置がございました。これを廃止すべきだというのが行革審のご提言でございました。職員の手当の制度については、地方公務員法上、国家公務員に準拠することが基本なので、浜松市職員についても国家公務員と同じ制度であるのが適当であるという判断で、検討の結果として提言どおりには実施しないという判断をしました。

三番目にその他個別の理由のものがありますが、例を挙げると、広報はままつの新聞折込みの配布というご提言がありました。これについては、検討の結果、現状のままが適当であると判断しました。その一番大きな理由は、広報はままつについては、自治会に配布を委託しています。自治会に配布を委託している行政関係資料は、広報はままつだけではなく、福祉関係など様々な配布物があります。仮に広報はままつを新聞折込みにした時に、その他の行政関係資料の配布をどうするか。今までどおり自治会に委託して配布してもらうということになれば、広報はままつを新聞折込みするだけ費用が増えることになるので、広報はままつも、その他の行政資料も自治会に配布をお願いしていますので、それを継続する方が経費の点で有利であると判断しました。

それから、もう一つの例として、議会関係についても、議会専用の調査

機関の設置をするべきであるとのご提言がございました。これは市から行革審の提言として議会にお示しして、その上で議会の判断に委ねることが適切と判断したので、私どもの行政経営計画には記載しておりません。

主な事例を申し上げましたが、計画未登載、未対応としたものが6.2%あるということであり、これらについては、ご提言をいただき、検討をした上で、法令に照らしたり、経費やメリットの面を比較した上で、結論として、ご提言どおりには実施しないという判断をしたものであります。

ご提言はもちろん今後の市政に反映していくのは当然ですが、中には考え方に違いのあるものもあります。それらについては、その理由をはっきり説明することが何より大事だと考えています。これまでも各部長が説明してまいりましたが、今後もしっかりとわかりやすく説明していく努力を継続していきたいと考えています。

90%と60%の違いですが、90%については、計画登載済みとしたものが77.8%、一部計画登載が16.0%。そして計画未登載が3.5%、未対応が2.7%となっております。計画登載済みと一部計画登載を合わせると93.8%となります。この数字をマスコミの報道等で、浜松市が行革審の提言を行政経営計画に取り込んだのが約9割あるという報道、あるいは市民の皆様にもそのようにご理解があるのかもしれませんが、あくまでも私どもの分類は、計画に登載したか、一部に登載したかという分類でございます。一部でも計画に登載すれば、答申どおり実施すると考えているわけではございません。今後、計画登載済みとしたもので、行革審側の見方では一部実施にすぎないのではないかと分類されているものもあります。例えば、特殊勤務手当の内、廃止の方向で見直しをするものがありますが、計画登載済みという分類をしましたが、行革審の皆様の分類では見直しということでは一部実施にすぎないという分類になっています。こういうものについては、できるだけ早く検討し、そのように努めてまいります。廃止の方向で見直すというものが、廃止ということになれば、答申どおり実施と評価、分類いただけると思います。

ただ、一部計画登載としたもので、考え方が違うものがあります。一部の特殊勤務手当について、行革審では廃止すべきであるとのご提言に対し、私どもは制度としてはその手当は残していきます。ただ、額は削減すべきであります。私どもが削減を実施したとしても、一部計画登載から答申どおり実施には変わってこないこととなります。90%と62%の違いの中には、私どもが検討するという表現に留めているもので、これを完全に実施することで、その差が縮まるものもございしますが、考え方が違って、

答申の一部を実施しても、完全廃止ではなく、額の削減の方針を決めているものもありますので、これらは、その方針を実施しても90%と62%の差が縮まらない結果になるものもあります。これらについては、抽象的に申し上げてもわかりにくいと思いますので、個別の項目でこれまでも説明申し上げてまいりましたし、これからも説明を続けてまいりたいと思います。そして、実施を検討する中で、検討するではなく、実施するとなるように最大限の努力をしてまいります。90%と62%の違いについては、以上のことを、ご理解いただきたいと思います。

会長

どうもありがとうございました。今の食い違いは、丸投げするものまでどうするかということで、ケースバイケースについては、委員からご説明申し上げます。法律問題ではなく、ケースバイケースでお話をしていきますので、ここでは意見の交換はしません。

これまでの市の幹部の説明と市長の方針が変わらないということなので、その点は省略させていただいて、我々が市の幹部から聞いた考え方に基づいて、市長さんに問題をぶつけるということにさせていただきます。

それでは、全般について、市長さんからごあいさついただきます。

(2) 市長あいさつ

北脇市長

まず、ごあいさつ申し上げます。行革審の皆様方には非常に精力的に審議いただき、今後の浜松市政の改革につきましてご提言をいただき、大変ありがたく思っています。特に、世界的な企業の経営者など、大変多忙な方々が、この地域のために、これだけ時間を割いてくださったことは、他の地域ではあり得ないことで、この点も大変ありがたく思っております。特に浜松市が従来から抱えております懸案事項につきまして、市民の皆様やマスコミに対して、公開の場で常に審議をされ、そのことによって市民の皆様に関心を引き起こし、いろいろな市政に関わる情報を広く伝えていただいたこと、これはこの行革審だからこそできたことだと思います。そうした情報を共有すること、それは市としてもやらなければいけないということで、いろいろと取り組んできていることですが、なかなかうまくできない。そういう中で、行革審の皆様方の強力な活動で、市民との情報共有ができる道が開かれたということは、今後の市政のために、懸案の解決に向かったの貴重な一歩であると思っております。市としては、答申を受

けて行政経営計画を策定したところです。ただ今申し上げたように、実施に当たっては、関係者の合意形成が必要なために、検討するという表現の箇所もございます。はっきりした結論を出すよう、行革審からもご指摘をいただいておりますが、実施に向けて着実に取り組んでまいりたいと存じます。中には行革審の答申と考え方の違う部分もございますが、これについては理由を明確にすることが重要で、本日この機会が、私どもの考えについてさらにご理解をいただく機会になればと思っています。

私自身、行財政改革については市政最大の課題の一つとして市長就任以来、取り組んできております。その一端を紹介すると、まず、市長就任直後に行政改革の審議会を設置いたしまして、旧の行政経営計画を策定いたしました。平成13年度から17年度という計画期間で実施してまいりまして、いわゆる新公共経営という考え方に基づいて、業務の見直しや改善に取り組んできております。そして昨年度、新行政経営計画を策定し、ただ今、その実施に入っているところでございます。こうした中で、これまでの間に、行政評価システムの導入、指定管理者制度の導入、アウトソーシング、外部監査制度の活用、PFI手法の活用、行政経営基幹システムの導入、中期財政計画の策定、バランスシートや行政コスト計算書の導入、インセンティブ予算、定員適正化計画の策定、人事考課制度の改善、また、市民への約束による職員意識の改革、職員給与の改定、55歳昇給停止制度の導入などを実施してきております。そして、私自身のことについても、私の給与の中で、平成14年度には、当時職員についていた調整手当が市長給与にもございましたので、職員の調整手当の廃止に先立ち、市長の調整手当を廃止しました。また、平成12年4月からは、当時、前任者から外郭団体の役員の方の充て職という形での職をいくつか引き継いでおりましたが、私が引き継いだ時点で、そういう充て職による外郭団体の役職の報酬について、私が市長になってから廃止しました。

まだまだ解決すべき事項や、取り組むべき改革がございます。これを今回、行財政改革推進審議会にお願いをして、ご検討いただいたところでございます。そのご提言を私どももしっかり受けとめて、今後の行財政改革に取り組んでまいります。今回、去る10月24日に、来年4月1日浜松市が政令指定都市になることが決定いたしました。ただ、この政令指定都市移行ということについては、従来は人口100万人ということが要件でしたが、政府の合併促進策の一環として、人口70万人でいいという特例が設置されたために、浜松市が政令指定都市になることができるようになったことは、十分自覚しております。したがって、先輩の政令指定都

市に比べれば、まだまだ不十分ですので、1日も早く先輩の政令指定都市に引けをとらないような都市の内実、行財政能力を身に付けていくように頑張っていきたいと思っています。政令指定都市移行はゴールではなくスタートにすぎません。そして政令指定都市の現状を見ても、財政状況の良いところもあれば悪いところもあります。政令指定都市の行財政運営は大変難しく厳しいものであると認識をしています。それだけに、不断の行財政改革が不可欠であると考えています。今後の浜松市のビジョン等につきましては、今後の皆様のご質問、ご意見の中でお答えさせていただければと思います。

よろしくお願いたします。

(3) 行財政改革の取り組みについて意見交換

会長

どうもありがとうございました。それでは、委員からのご意見、ご質問に入りたいと思います。まず、山口委員からお願いします。

山口委員

市長のごあいさつにあったように、この行革審の開催を契機に、浜松市の全体像について理解を深める機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

この10月にシンクタンクが発表した浜松市の行政改革度や財政運営と人事政策などのランキングで、浜松市が9位に評価されました。今までも膨大な情報公開をされてきていて、行政経営計画では1,012件の取組が策定され、その膨大な情報が公開されています。それらは、行革審の委員を務めるまでは、よくわからなかったのですが、今回、多角的に情報が公開されたという点で、これはスタートだと思います。これだけの情報が開示され、行政執行のしくみが明らかにされたことから、これを理解して、そしゃくして、市民として、納税者の立場から、市民本意の市政が効果的に実施されるよう、見守りながら提言することが、市民の責任であると考えています。

これまで、行革審の環境を支えていただいた行革審事務局及びその要請に応え、市の部長、職員が詳細な資料を提出いただいたご協力に心から感謝申し上げます。

今までは、担当部局別には質問してきましたが、部局を横断する問題については質問することができませんでした。そこで、市民が選び、市政の

運営をお任せした政治家として、市長が今後の市政運営をどのようにするのかについて、市民の皆さんが抱えている関心事、疑問について総括的に質問させていただきたいと思います。

私がよく人に言われるのは、行革審の答申により、行政経営計画で無駄な経費を削減していくのはよくわかる、しかし、その削減した経費をどこに使うのか。節減ばかりして、市民の生活はますます貧しくなるのではないか。政令指定都市になり、北遠など財政力指数の弱いところに支援をしなければいけないので、旧浜松市民はますます貧しくなるのではないか。これが市民の質問です。私は、一律10%経費削減することは、市民は望んでいないと思います。それは誰でもできることです。そこで、事業の選択と集中について伺いたいと思います。特に市民の身近な関心事について、三点伺います。

この節減された経費がどこに回されるのか。特に、障害者はどうなるのか、子どもたちはどうなるのか、若者はどうなるのか。今、切実な現代的な問題についてお伺いしたいと思います。障害者自立支援法の実施により、重度の障害者も今まで無料だったホテル経費と言われる施設入所費を自己負担することになりました。その平均が月額5万4千円。障害者年金の手元に残る生活費はわずか2万数千円。これでは生活できないので障害を持つ方は苦しんでいます。一方、浜松市職員の持ち家には総額で1億4千万円が支給されています。障害者自立支援法は国の制度であり、職員の住居手当を見直して何らかの支援策を講じることは難しいと思いますが、これを市長としてどう考えますか。北遠地域の障害のある方が、今までは浜松市の施設に居住して、養護学校の高等部に通うことができましたが、この二重の経費に耐えられないため、高等部への通学を断念しなければいけない状況が発生しています。そのようないくつかの施策の変化に伴い、例えば、同じ住居費として、市長としてどのように考えていますか。

次に、この行革審を通じて最も疑問を持ったのが、外郭団体の実施する事業の費用対効果です。今まで、外郭団体の実態がこれほど明らかにされたことはありませんでした。平成16年度の包括外部監査でも指摘されていますが、改善の兆しがない。浜松NPOネットワークセンターでは、多様な事業を実施していますので、事業を見れば、内容と規模によって、どの程度の経費を要するかわかります。特に、担当部署から外郭団体に委託されている事業の費用対効果が特に問題です。例えば、市内8館の老人福祉センターは総事業費が2億3千万円。1館当たり年間平均2,900万円。月額240万円。その内5館に看護師が配置され、8館の施設長は市

のOB職員。これらの施設には指定管理者制度が導入されていますが、NPOが管理に関われば、若者の就職訓練や放課後の子どもたちが高齢者と一緒に勉強したりするなど、一つの資源を有効に活用し、現代的な課題に対応できるような施設として運営できると思います。市民やNPOが行政に参加することで、財政の健全化を進めることができ、住みやすく魅力的なまちづくりができると考えていますが、この点についてどう考えますか。

三点目として、現在、事務事業の棚卸しを行っていますが、高齢者の事業の手厚さに比べて、子どもたちへの施策、教育、未来への投資が少ないことが大変気になります。例えば学級崩壊について、特別支援教育が制度化されましたが、その予算はありません。ふれあい教室、外国人支援員の時間給は850円。応募者も少ない。行革審の立場は経費を削減し、未来への投資に回してほしいということが、私たちの合意事項であり、その点についていかがでしょうか。例えば、77歳以上の高齢者に対する敬老祝金の総額は1億5千万円であり、これを辞退する方もいると思いますが、これを子どもたちの教育に回すことができれば、子どもたちが学習に専念できる環境が整うのではないかと思います。子ども、若者、障害者に対してどのように今後考えているかお伺いします。

北脇市長

全体的に申し上げますと、行財政改革の目的は、無駄なことをやめて、財源を浮かせて、どう使うかということです。行財政改革をやらなければ、今行っていることもできなくなるし、新しく、これから生まれてくる行政ニーズにも対応できなくなります。したがって、一つひとつ、何かの無駄を削減した経費が、一対一の対応で何かに充てるというものではありません。この行財政改革で財源を生み出さなければ、今、行っている高齢者事業も、さらに高齢者が増えていけば対応できなくなり、新しいことにも対応できなくなります。そのために、行財政改革を行うというのが基本にあります。その例として、職員の住居手当については、国家公務員と同じレベルまで下げていく方針を出していますので、職員団体と協議中ではありますが、できるだけ早く実施していきます。

外郭団体についても、市の委託費などについては指針を作り、すべてを見直しました。さらに、指定管理者制度を導入し、これまで外郭団体に無競争で施設の管理運営を委託していたものを、外郭団体を含め、民間も一緒に競争の中で契約してきています。施設管理について、できるだけ市民に開放していき、より効率的で、市民に開かれた施設運営の有力な方法だと思っておりますので、それも進めていきます。

敬老祝金も金額の削減と所得制限の導入について、社会福祉の審議会にもお諮りして検討いただいています。今、ご指摘のあった問題点については、私どもも推進していこうと考えています。

充実すべき事柄として、障害者自立支援に係る行政サービス、高齢者の介護保険に関する事柄など、国の制度どおりでは十分な対応ができない部分があると感じています。国の制度の問題点を洗い直して、行財政改革で生み出された財源を、国の制度では対応しきれない部分に、浜松市独自で対応していきたいと思えます。未来への投資ということについても、浜松市では子ども政策に力を入れており、幼稚園、小学校、中学校に指導支援員として500人を超える人数を市の独自予算で配置しています。これは、非常に効果的な制度になっています。それらを含め、これからの子どもたちへの政策の充実を図り、未来への投資を実行していきたいと考えています。

会長

ありがとうございました。次に伊藤委員から、一市多制度、環境と共生するクラスター型政令指定都市について、お願いします。

伊藤委員

これは、政令指定都市を目指し、合併に際しビジョンを示すための言葉、考え方だと思います。その中で、一市多制度という言葉が気になります。12市町村の合併に当たり表現された「多制度」という言葉ですが、このままでは様々な誤解と期待感が地域ごとに出てくるのではないのでしょうか。現実には少しずつ出てきているのではないかと思います。一市多制度の意味としては、地域の個性、伝統・文化、芸能など、山間地域を含めた地域を考慮した住民サービスなど、継続すべき特例措置、それらのものを多制度として表現されているようですが、これは法令上の多制度ではないのではないかと思います。新市として、移行期間については特例措置として旧市町村の制度が残りますが、移行期間後は、一市一制度とすべきです。制度とは、組織のあり方の基本ですから、この部分が多制度として80万人の都市の中で必要なかどうかをよく考える必要があると思います。中国が香港を統合する時、一国二制度を認めましたが、制度というものは、基本的な考え方のところを別に用意してくれると理解されてしまいます。そのため、地域のエゴが残ってしまう。制度は一本であるが、特例として、地域ごとに活性化するために特例を設けながら、時間と共に地域の特性が定着すれば、制度を一つにしていくという考え方を入れておき、今の時期

にそれを表明しておくべきではないかと思います。制度という言葉の中には、根本的なものまで含まれています。したがって、クラスター型などいろいろと表現されていますが、制度というのは一本にされてはいかがかかと思っています。

北脇市長

ご指摘は私も常々感じており、よくわかります。一市多制度ということの中に、いろいろなことを放り込んで、便宜的に使っている部分もあることは自覚しています。一市多制度の中身にもいろいろあり、伝統芸能など旧市町村が支援していたものを新浜松市が引き継ぐものなどは、その地域にしかない支出になりますが、こういうものも一市多制度と言っています。ただ、一市多制度の本来の意味からすると、それぞれの伝統芸能はその土地にしかなく、それをその地域だけに支援することは、多制度ではなく、当たり前のことという見方もできます。むしろ、本来の意味に近いものとしては、上下水道料金や国民健康保険料などは、合併して、事業主体は浜松市であり、市民も同じ市民であり、同じ料金体系であるべきです。それを、合併前は料金負担がまちまちであったことから、合併時に直ちに一本化して統一することができないため、今現在、料金がまちまちになっている現状にあります。これらは、ある意味で一市多制度になってしまっていますが、やはり、できるだけ早く一制度に統一していかなければならないと思っています。上下水道料金も国民健康保険料も若干時間は掛かりますが、平成22年度までには一市一制度に統一します。

本来の一市多制度でご理解いただけるものとしては、中山間過疎地では、旧市町村で無償のバスを出していたところがあります。今も引き継いで行っていますが、無償のバスについては、旧浜松市でも高齢者のニーズがあります。ただ、過疎地で路線バスがなく、他の代替手段もない状況の中での無償バスと、旧浜松市内の無償バスでは事情が違います。中山間地だけにある無償バスということで、存続していきます。高齢者の皆さん全体から見れば、いろいろなご意見があるかもしれませんが、そういうものがある地域と、ない地域があるということで、多制度になっているということをご理解いただきたいと思っています。したがって、一市多制度と言っているものには3つのパターンあります。その中で、一市多制度と呼ぶ必要がないものは呼ばなくてもいいかもしれないし、一市多制度でそのままにしていけない、理屈が通らないものはできるだけ早く解消していきたい。その点については、ご意見に食い違いがないと思っています。

伊藤委員

市の方向、市長の方向として、多制度と言うのと、基本は一制度で、今は合併して多制度ですが、いつまでに一つにするということを議論するもの。これは、平成22年度には統合しますというものだと思います。一方、ずっと特例として山間地域で行うものもあります。

基本は一つと言うものと、多制度と言っておいて、それを統一しようというものとは、地域の住民にとって捉え方が違います。市民にとっても、多制度としてスタートするのと、一制度でスタートするのでは、全く逆なのです。私は、早めに一制度として、事業によって継続する地域だということの理解を取っておくことが、わかりやすいし、理解が得られやすいと思います。

北脇市長

ご指摘は良くわかります。結果的に、地域によって率や金額が違うものもありますが、それは一つの制度であって、地域特性で合理的な理由があるから違っていることの統一的な説明ができればいいと思っています。

今、一市多制度と言っているものを、そういう形にしていくことを目指していかなければならないと思っています。

会長

次に、中山委員から「トップの改革姿勢」についての質疑、意見を願います。

中山委員

私からはトップの改革姿勢全般に関わる問題、三役の給料の問題、退職金の見直しの問題、市長公舎の問題について質問させていただきます。既に、市長の意見は存じていますが、多少、ニュアンス的に変わるものがあれば、この場でご発表いただきたいと思います。

最近、各自治体の都市ランキングが新聞、雑誌で発表されています。私も浜松に住み、浜松を愛する者として、非常に気になります。民間シンクタンクの関西社会経済研究所で、人口10万人以上の自治体を対象に自己評価による行革アンケートでは、浜松市は第9位となっていたのが10月14日。しかし、10月16日に日本経済新聞が全国802の市区を対象に実施した行政革新度調査では、浜松は54位です。また、東洋経済新報社発行の都市データパック2006では、全国の住みよさランキングで、浜松は780市中総合で140位。前年の67位から大きく後退しました。浜松市は工業都市として発展してきたことが支えになっていることは当

然ですが、浜松市を象徴する大企業の工場が相次いで市外に移転していく現状は深刻な問題となっており、都市政策の見直しが急務になってきています。行革審の中でも企業の配置については、最高意思決定機関で戦略的に行われているものであり、仕方ありませんが、スズキさん、ヤマハさん、ホンダさん、ヤマハマリンさんも新しい工場を近くに建てる。ピアノ、オートバイの完成品組立工場が浜松から消えることは深刻な問題である。新しいタイプの政令指定都市を作るためには、行財政改革は避けて通れない。行革審の答申を受けて、市でも公会計制度の導入、特殊勤務手当、福利厚生の見直しにいち早く取り組まれました。この点は評価できると思います。この都市データパックでは、商業と工業が右肩下がりになっています。これは、スズキさん、ヤマハさん、ホンダさんが工場移転を発表する前の数字であり、非常に心配しています。浜松の製造品出荷額は2兆5千億円。磐田市が2兆円。袋井市や掛川市が今後伸びてくる。浜松は、ものづくりの街と全国的に謳っていましたが、果たしてそうなるであろうかと心配します。したがって、行革をして、新しいものを持って来ることが必要になります。都市データパックでは、成長力ランキングは188位、財政健全度132位ですが、浜松市は合併して1,511Km²になり、約70%は森林で、30%しか可住地はないのですが、その可住地面積が全国で第3位になった。これは、まだまだ活かせるチャンスがあるということで、これをチャンスと捉えるべきだと思います。

また、日本経済新聞に出ていましたが、2004年の数字で、浜松市や大阪市、岡山市が医療給付などについて、雇用主が被雇用者の負担割合を上回っているという記事が出ていましたが、今はこの様なことはありません。また、新聞の報道によると、全国で特殊勤務手当33億円が二重払い、また、浜松市の福利厚生で3,500万円の返還の記事がありました。これらは、行革審が手当の見直しを提言し、市が見直したことにより返還につながったものです。この中には、市が50%、職員が50%を負担して互助会制度があるのですが、今までは優遇されていたことから、これが直り、返還されることになったという新聞報道がありました。そして、我々が言っていることは、決して市でやっていないわけではなく、かなりやっているわけですが、しかし、行革とは痛みを感じるものです。行革は現状を否定するところから始まります。この行革の痛みは市長だけが感じるものではなく、議員も、市民も分かち合わなければなりません。しかし、一番大切なのは、トップの改革に対する姿勢、率先して改革に取り組むという姿勢を見せることで、市民も、職員も、議員も、皆がついていくことに

なると思います。行革審としてもそのような考えで提言しています。

行革審は、トップの姿勢を問いかけるということで、市長の退職金の減額や、市長公舎の問題も取り上げました。行革審が求めているのは、市長自らが痛みを示すことで、改革の姿勢を議員、市民にアピールすることではないかと思います。アメリカのケネディ大統領の就任演説で、「国が何をしてくれるかを問うのではなく、皆さんが国のために何ができるかを問う」と言われました。12市町村が合併し、各市町村の市民の皆さんが欲を出して、それに対し、市が良い顔をしては、いい市にはなりません。やはり、我々が何をすることが一番大切だと思います。この言葉はケネディ大統領の自信のある言葉だと思います。安倍総理大臣も新首相になって、30%給与をカットすると言いました。やはり、姿勢を示すということが重要だと感じています。この点について、市長のご意見を後程お伺いしたいと思います。

次に、三役の給与、退職金の見直しについて、行革審から言われています。市長の考えは部長の説明と変わらないということですが、改めてこの問題についてお考えいただきたいと思います。市長は4年間で3,340万円の退職金が支給されます。これは、市民感情からすると、あまりに高すぎるという批判が多く、市長も減額の意向を示しています。そしてこの問題は、特別職報酬等審議会でも議論され、既に4回開催されましたが、議事録を読むと、市長が三役の退職金を減額したいということが、報酬審の委員に理解をされているかどうか。最近では、知事や市長が退職金を辞退し、または何%減額するということを発表しているところがあります。報酬審では大幅なカットについてはなかなか言い出しにくいことから、市長が自ら具体的な意見を示されてはいかかかだと思います。また、市職員を退職して助役になった場合は、職員退職時に3千数百万円の退職金が支払われ、さらに4年ごとに1,560万円の退職金が支払われる。これも市民感情からしてどうでしょうか。部長からの説明は聞いていますが、再度、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

市長公舎の住居棟、会議棟の廃止、売却については、行革審から提言をしました。中核市、政令指定都市の51市の中で、市長公舎が使われているのは7市、家賃を負担していないのは、秋田市、横浜市、浜松市の3市のみ。会議棟は年間15回程度しか使われていないことから、廃止、売却を提言しました。市長は、耐震性に問題があるため3月末までに居住棟は出る、機が熟せば改築も選択肢として残したい。会議棟は存続させ活用を図るということですが、議論が噛み合っていない。これも、市長の考えを

伺いたい。時代の変化とともに、その役目を終えたものであれば、廃止、売却することで、職員、市民に改革の姿勢を示すべきではないかということが、行革審の考えです。トップに立つ者は、様々な批判にさらされるのが常です。80万余の市民の代表者として、自らの姿勢をはっきり打ち出すことが、前進する一番の推進力だと思います。ひるまず、先延ばしをせず、絶えず挑戦し続ける、政治家、北脇市長として、市長のトップの姿勢、給与、退職金の問題、市長公舎の問題について、市長の口からお聞かせ願いたいと思います。

北脇市長

三役の給与、退職金の問題、市長公舎の問題について、私自身の考えをお話します。

まず、市長の給与は、特別職報酬等審議会に市民の代表という立場でご検討いただき、決めていただきたいと思いますと考えています。私自身に関わることであり、私が言うよりも、市民の代表である報酬審が客観的な立場で判断いただいたことに従いたいと思っています。そこで、報酬審でご審議いただきたいのは、今の社会情勢、市職員の給与改定、また、民間給与の状況も見ながら、市長、三役の給与として適切な水準をご審議いただき、答申いただきたいと思いますと考えています。その中で二点申し上げたいのは、退職手当は4年という短い期間では高すぎると思い、報酬審の審議を待つまでもなく、私自身がそう思いますので、引き下げることを申し上げました。そして、従来は条例があり、報酬審で市長の給料などを審議し、答申することになっていましたが、その中に退職手当は入っていませんでした。それを今回、条例改正し、市長の給料、期末手当、退職手当も含め、4年間の仕事に対する報酬について、全部、報酬審でご審議いただくということで、考えております。これは、今回諮問しておりますが、その前は、合併時点において、合併の直前にも報酬審を開き、諮問しました。その時は、現状どおりでよいとの答申をいただきました。そして今、2年の間で再度諮問しています。報酬審に対しては、このような今の状況、市民の考えを受けとめた上で、審議の上の結論を出していただきたいと思いますと考えています。

また、市職員の部長から助役になった者の退職金は、市職員を退職する時点での退職金を支払う。その後、どういう経緯で助役になっても、助役の4年間の任期に対する報酬の一部としての退職金であり、別のものとしてご審議いただきたいと思います。ただ、その金額が多いかどうかは別の問題であり、4年間の退職手当として仕事に見合った水準として報酬審でご検討いただき、お答えをいただきたいと思います。

二点目の市長公舎については、会議棟と住居棟があります。住居棟については、約30年前の平山市長さんの時に、住居棟と会議棟と一緒にできました。その時から、市長は市長公舎に住むことになっていたもので、移りました。市長公舎の住居棟については役に立っているものと考えています。特に災害が起きた時、この地域は東海大地震の発生が危惧されていますので、災害が発生すると、直ちに、交通が途絶しても、災害対策本部長として市役所に登庁しなければいけません。そして、自衛隊との連絡やライフラインの確保など、あらゆることを災害対策本部長の責任としてやらなければいけません。そういうことを考えると、市長が住んでいるところが市役所に近く、交通が途絶しても歩いてでも行けるのは、意味のあることだと思っています。それは一般論であります。今の住居棟は老朽化して耐震性が悪いので、いざという時の災害対策の点で役に立たないことも想定されます。そこで、この際いろいろな議論が提起されたことも踏まえ、今年度で廃止すると決めました。引越しについては、現在多忙であり、年度中に引っ越す余裕がありませんので、廃止後できるだけ早く退去したいと考えています。

また、会議棟は残して、活用を図るということを方針として、検討の一つのたたき台として示しています。これは、庁内で検討していく時に、一つの基軸、方向性がある方が検討しやすいということで、示しているもので、検討中ということに変わりはありません。会議棟を残すということをして市として決めているということではございません。会議棟だけを残した時に、市長と直接関わりのある施設ではなく、市の行政財産としての会議施設のの一つとなりますが、今までは活用度が低かったため、そのようになった時に十分活用できるかをよく検討し、活用できるのであれば存続していくし、立地条件などから十分な活用が認められなければ、廃止する。それらを、今、検討中ということでご理解いただきたいと思います。ただ、住居棟も会議棟も廃止、敷地も売却することを選ぶ場合は、この跡地の活用も考えなければならないと思っています。広沢の市長公舎の周辺は、良好な環境が維持されている所であり、市長公舎の売却には、そういう考慮も必要性があるということをおし上げておきます。

会長

市長公舎については、廃止するか、しないかであり、売却のことまで考慮いただかなくていいと思います。不要な資産は売却すべきです。

北脇市長

資産売却については、私も不要な資産は売却する方針であり、その例として、東京の学生寮は既に廃止し、売却したことを申し上げます。

会長

次は井ノ口委員から、地域協議会についてお願いします。

井ノ口委員

地域協議会のことをお聞きする前に、市長公舎の会議棟を残すことについてのお話がありましたが、私は、自治会連合会を含め16年間自治会長を務めてきました。今、合併後の連合会長だけで70人います。浜松市の本庁には、自治会長が集まれる会議室がありません。毎月1回以上の定例会を行う場所がないことから、市長公舎の会議棟を残していくのであり、絶好の場所が空いているのであれば、そこで定例会など、市全域の自治会の会議を開催させていただきたい。そして、市と歩調を合わせて、住民自治の確立に寄与したいとの話が私のところに来ましたので、このことについて、覚えておいていただきたいということを、市長公舎の関連で申し上げます。

地域協議会については、地方自治法第202条の4を読みました。市町村は、条例でその区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるとなっています。詳しくは条例で定めませんが、これに基づき地域協議会ができると思います。この地域協議会は、予算の執行権はありませんが、市からの情報を市民に伝え、地域の住民の意見を当局に伝えるような橋渡しの役だと聞いています。ただ、7つの区に区地域協議会が設置され、委員は市長が任命します。一方、合併された地域にも、旧浜松市にも、それぞれ地縁に基づく自治会組織があります。自治会はたくさんあり、歴史もあります。自治会によっては、お金を出し合い地域の公民館を造るところもあります。地縁に基づく自治会を法的に認知してほしいということで、法人格を取った自治会も増えています。ただ、職責を持つ自治会の役員は、任意の団体の長であり役員です。昨日の新聞では、合併したある地域の自治会長さんが費用弁償を公費で貰った、報酬を受けたという新聞報道がありました。本人からも合併前から聞いていましたが、これはどういう根拠で、どういう法律に基づいて出ている公費なのかについて、そういう事実があるのか、一市多制度の関係からのものなのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

また、地域協議会はそれぞれの地域で概ね20名の委員が出てくると聞きましたが、7つの区の人口では、浜松の中区と天竜区では、人口に大き

な差があります。その人口バランスと地域協議会の委員の数は、一律ではない方がベターではないか。地域協議会の設置の目的は住民自治の確立と円滑な市政運営に基づいて設置されることから、それらをバランス良く考え、慎重にご検討いただき、条例制定していただきたいということを申し上げ、市長さんのお考えをお伺いします。

北脇市長

市長公舎の会議棟の利用方法についてご提言がございましたが、今のお話にありましたように、必ずしも市主催の会議だけでなく、自治会を含めた市民の皆様にご利用していただく方法もあると思いますので、それらも含めて検討していきたいと思います。

地域協議会と自治会の関係について、よく議論がありますが、自治会というものを市がどのように位置付けているかという点、合併協議の中で資料を提出したことがございます。一部分だけを捉えて、誤解されて伝わっている部分があり、市は自治会を親睦団体のように捉えられているということが一人歩きしているような懸念があります。自治会というのは、地域の住民の福祉のために作られたものであり、非常に大きな働きをしています。それだけの實力を持った組織ですので、市は常々、自治会の活動に敬意を持ち、共に協力し合う関係と位置付けています。

ただ、合併前の旧市町村と自治会の関係については、違いがあります。旧浜松市の場合は、市から自治会長に交付するお金は、市の広報資料の配布委託費だけです。しかし、一部の旧市町村においては、自治会長に市の仕事をしていただき、謝礼というかたちで報償という性格のお金を支給している例もありました。これは法律的に問題があるものではありませんが、一市多制度として、本来は解消していくべきものの一つと考えていますが、現状は旧市町村のとおりに行っています。市と自治会の関係は本来一つのものであり、もし、地域による違いを残すのであれば、合理的な説明が必要ということで、そここのところをきちんとできるように取り組んでいきます。

また、区地域協議会の委員の選出について、それぞれの人口にばらつきがあり、規模に関わらず同じ人数ではおかしいというご指摘については、合併時に旧12市町村が対等の立場で合併したことから、この関係を大事にしていきたいと思います。例えば天竜区地域協議会では、旧天竜市から旧龍山村まで規模は違いますが、同じ人数で出ていただこうと考えています。これは、アメリカ合衆国に上院と下院がありますが、下院は人口比例で選ばれますが、上院はどこも2名です。その上院的な発想で、旧12市

町村の対等の精神を実践することになると考えています。

井ノ口委員

地域協議会の委員の選任についてはよくわかりました。委員の選任については、自治会長がたくさんいますので、自治会長も選択肢の一つとしてお考えいただきたいと思います。

北脇市長

その点は、自治会長さんは地域で大変大きな役割を果たしていますので、地域協議会の大事なメンバーとして選任していきたいと思います。

会長

時間が大分経過してきましたので、簡潔にご答弁ください。
それでは「中心市街地活性化」について、お話しください。

秋山委員

中心市街地の前に、少しだけ、今までのお話についてコメントをさせていただきたいと思います。

まず、実施できないものについて3種類のご説明をいただきましたが、掲載できなかったことについては、これまでも新聞等にも載っていましたが、思っていることを言わせていただくと、一つは国家公務員準拠、法律があるなど、手前味噌な解釈をして、一番いい方向に取り上げて使っているのではないかと思っています。もし、法律でできないことであれば、それは法律を変えようという努力を含めてやっていかなければいけないのではないかと。改革とはそういうものではないかと思っています。

また、市長さんから諮問を受けたので、議会に対しての答申を出すつもりはありませんでした。ただ、議会の力が強くなければ、市がもし間違った時に、修正ができない。この審議会では、事務局からいろいろな資料をもらい、勉強させていただき、調査できました。議会にも、市の方ではない、議会が直接、指示をして、相談できる研究、調査部門、サポートチームが必要だと考えています。これについては、議員の方々が行革審の答申を追い風にさせていただきたいと思います。

お返事の中に、「前向きに検討する」、「最大限の努力」とありましたが、民間用語に翻訳すると、「やらない」、「手遅れになる頃に実施する」、「外圧または上から言われればやる」と解釈されます。お返事の中に、「検討」、「努力」という言葉が出てくる度に、こちらとしては「もうそういう言葉は聞きたくない」と思っているとご理解いただきたいと思います。言葉足らずや失礼なことを承知の上で、市民の皆さんが大勢来ているこの

場で、市長の本気の答弁をいただきましたかと思えます。

一市多制度では、「本来のものは云々」とありましたが、その後に「例えば」ときました。上下水道の問題、国民健康保険の問題。合併に加わった地域の特例を大切にすることは分かるし、当たり前のことだと思います。そのとおりだと思います。ただし、当審議会の中では、それではダブルスタンダードになるのではないか。共産主義と資本主義（自由主義）が合併した中国と香港の一国二制度に比べ、12市町村の合併はそんなに大きなものではありません。答申の中では、運営基準を統一し、新市最適レベルの価値判断で、予算なども最適な投資をしていただきたいということ答申の中に入れました。決して周辺地域を切り捨てるものではありません。北遠の方が発展するためには、南北の道路を作り、北から南まで40分で来れるような道を作れば、各地域にばらばらの区役所を作らなくても、大きなことができる。区役所を作っても、区役所でできないことは、市役所まで来るしかない。そういう意味では、この合併の予算をフルに使って、アクセスイノベーションという言葉がありますが、北から南まで広い浜松が、便利で住みやすい都市になるように、ある意味、中央集権的にやるべきであり、政令指定都市のこのチャンスに、一市多制度やクラスター型でダブルスタンダード的な行政にならないよう期待しています。

中心市街地については、まず、市がどの程度本気で取り組もうとしているのか。それをまず市長さんに一言お伺いしたい。中心市街地にどんな思いを持たれていますか。

北脇市長

そこから何をお聞きになりたいのかを合わせておっしゃっていただければ、ありがたく思います。

秋山委員

中心市街地の活性化では道路も建物も大切だが、実際にはソフト面が最も大切です。ソフトの部分ではどうしても民間の力が必要で、市の関与がいくら強くなっても、なかなかうまくいかないと思います。フォルテができた時には、あの建物の必要性もあったと思います。しかし、時代とともにそれが変わり、アクトやアリーナができて、市の公共性の位置付けが落ちてきている中で、今、フォルテの問題が出ています。フォルテの問題は、市の関与が非常に強いことが問題となっているので、いかに市の関与を減らすか、民でできることは民へ、民でやっていかなければいけないところについて、他の中心市街地の問題についても、市の関与が非常に大きいと

思います。

ザザシティの問題は、現在調停中になっていますが、調停についてどう考えていますか。また、松菱跡地については、大きな百貨店が出てきてほしいという思いがありますが、ただし、百貨店が出てくるあの場所については、地権者がたくさんいて、あるいは地権者をまとめた方がいますが、そこに市があまり関与してよいのでしょうか。今までのザザの問題を含め、市の行政マンの方は行政能力は非常に高いと思いますが、その方々が関与していったザザシティの再開発があり、その再開発に破綻があり、最終的には、再開発組合から市は調停を投げかけられています。その調停の中で、市は責任がないと言っていますが、本当に責任がないのでしょうか。再開発では市がたくさん関与しているはずですが、最終的には大きな負債の問題となり、個人の地主さんが調停を起こしています。最終的なところで市は責任がないと言っています。松菱の跡地では、市が積極的に関与し、大丸さんが出てくるに当たり、市がいろいろな補助をして、市が主導的な役割をするかのような記者発表をしています。それらについて、全体的に、市のトップとして、中心市街地にどんな責任を感じ、どんなデザインを持っているのかを簡潔に教えていただきたいと思います。

北脇市長

先程、伊藤委員から一市多制度のお話しの中で、事実上の一市多制度ということで、上下水道料金や国民健康保険料について申し上げましたが、合併協議の中での一市多制度の分類としては、これらは入れておりません。これは、再編後、統合することになっていますので、申し上げておきます。

中心市街地の活性化は、市民アンケートでも市に期待する政策課題のトップにきている。行政と民間が一緒になって、何としても、この中心市街地の活性化を実現していかなければいけないという役割を、市は持っていると思っています。

フォルテについては、底地は市有地と民間企業の土地となっています。当時、市側としては、民間活力の活用として第三セクターの株式会社として、公益性と民間活動を両方持つ施設として構想し、建設した経緯があります。公益的な部分としては、地下のホールや1階のガーデンがあり、ガーデンについては、当時の発想としては、屋内公園として位置付けてきました。今現在で見て、地下ホールやガーデンが市の政策上、施設として必要かどうかを検討しています。

松菱跡地については、松菱倒産後、その後処理については、商工会議所、浜松市役所、地権者、金融機関が一つのテーブルに着き、協議会を作り、

その中の結論として、破産処理を一体的に行い、大規模商業施設として再生することを決定しました。その延長として、その方向性を実現するため、有力な百貨店を誘致し、再生を図ろうということで、そういう経緯の中で、市としてこの実現に取り組んでいます。

ザザシティについては、再開発事業という国の全国的な制度を活用し、国、県、市がそれぞれの役割分担に応じて行っているものであり、市も行政上の責任はあるということで、2年半前の公的支援をご提案した時から、その考えを表明しております。市が行政上の責任を持っていることについて、考え方は変わっていません。ただ、今、調停上で、市に主導的な責任があるというご意見が、調停を申し立てられた組合側から言われています。この点については、この再開発事業は、事業主体は再開発組合であり、そこで自ら意思決定する中で推進してきたものであり、市としては、行政指導などの関わりはありましたが、市に主導的な責任はないと主張しているところです。現在、このザザシティ中央館については調停中であり、調停による解決を期待しているところです。

秋山委員

今の説明の中にも「検討」という言葉があり、良くわからなかったのですが、例えば市長公舎を廃止すべきという議論は、3年前の市長選挙で対立候補が、市長公舎は廃止すべきとの意見を出していました。その対立候補は無名候補でしたが、約8万票取りました。14万票対8万票でしたが、当時の市長公舎の問題が、3年経ってもまだ検討中であります。

行革審としては、市長から諮問され、浜松市を良くするために、新しいことを含め、いろいろな見地から考え、アイデアを出して、それを市長さんの決断で追い風に使って決めていくことを期待しています。ザザシティの問題もフォルテの問題も、松菱の問題も、市長の指導力で解決できると思います。

また、地域協議会の問題についても、委員には見識のある方が集まっていますので、その方々の意見を有効な意見として聴いていけばいいと思います。しかし、その方たちの意見と、投票で選ばれた市議会議員の意見が異なった時には、誰が調整をするのか。この地域協議会のことについても、方針として、どういうことを、どのように依頼し、その結論が出た時に、どういう方法でそれを実現するのかというシステムそのものをはっきりさせていく必要があります。先程の一市多制度も含め、今回の私たちの努力をうまく使って、システムをきっちりと作っていく方向を取っていただかないと、議会と地域協議会が違う結論が出て、ダブルスタンダードな方

向が出てくるのではないかと心配します。

会長

次は伊藤委員から、職員給与についてお願いします。

伊藤委員

まず、北脇市長が国会議員であった平成10年、当時は橋本総理大臣で、行政改革についての委員会の質疑の中で、北脇委員が発言されています。

今でも変わらないか、確認させていただきたいと思います。

第142回国会 行政改革に関する特別委員会 第3号 平成10年
4月20日 北脇委員発言

「私が思うに、国民が期待する行革、これは何よりも、役所の機構や人員を減らして納税者の負担を減らすこと、そして、必要のない公共事業など予算のむだ遣いをやめさせること、これがまさに国民が期待する行革である、このように思います。」

この精神は変わりありませんか。

北脇市長

変わりありません。

伊藤委員

その上で、給与の国基準、国家公務員基準を前提に今まで考えられてきています。そこで、ラスパイレス指数という指標があります。一般行政職の俸給額を国の行政職を100として比較したのですが、これには諸手当が入っておりませんが、浜松市は101です。各都市では100以下のところが多くなってきていますが、手当も国を上回っているものもありますので、事実的にはかなり高いと思います。

職員の給与は、8月の人事院勧告では、従業員50人以上の地元民間企業の給与体系と比較すべきだと出ています。公務員の給与は、優遇されている各諸手当を含みますので、地元民間企業と比較すると、かなり高くなっています。例えば、指数が95のところでも、地元の50人以上の企業に比べて2割3割高いということが起こります。日本経済新聞にも出ていましたが、一つの参考ではあろうかと思いますが、国の基準と比べると同時に、地元の50人以上の民間企業と比べていくことが、これから重要だと思います。

一方で、年功序列の色彩が非常に強く、職種、職務の幅が狭いため、成

績による差がつきにくいと思います。法律の問題があるかもしれませんが、優秀な人、高度な専門知識を持つ人には、適正な報酬が支払われるべきであり、生産性が低い業務や人は、給与が低くなるべきだと思います。それらを民間と比べていくことが重要ではないかと思います。

各種手当について、住居、通勤手当は国に比べて浜松市が高く、先日の新聞報道でも、会計検査院から、全国の公務員の手当に二重払いが含まれているという表現の指摘もありました。当行革審の答申の中でも、本来業務である業務に、過去の経緯から特殊勤務手当として支払われてきていて、本来、採用され、職種が決まれば、その給料の中に入っているべきであると一般的に思われるものに、手当がついているものがあります。かなり改善されてきていますが、まだ残っています。全国的にも、浜松にも残っています。是非、改善していただきたいと思います。

時間外勤務、休日勤務手当については、人員配置の適正化を含め、特に問題なのは、今年度の削減目標が5%（※正しくは1%）です。時間外勤務の目標が低く、これは誤差の範囲だと思います。もう少し目標を高くして削減に取り組む必要があると思います。

定員適正化は、総人件費の抑制ということであり、定員適正化計画でも650人の削減を目標にしていますので、これを最低限の目標として達成していただくと同時に、アウトソーシングもしていきますが、アウトソーシングでは、人件費が物件費になってしまう会計になってしまうので、これを含めて、人件費がどう推移していくのかを、今後も情報を公開していただきたいと思います。職員が650人減っても、外側で650人増えていることは減っていることにはなりません。

浜松市の行財政改革のリーダーとして、先程の発言の趣旨を率先して実行していただきたいと思います。特に、この種の問題は、先取りしていくことが重要だと思います。世の中が逆に付いて来る。行革審が答申した3月以降、答申した項目が、新聞等で、中央行政（国）、大臣等の発言も含めて、その時点では先の話であったものが、国でもどんどん変わってきています。地方の合併が推進されていますが、日本全体の借金は800兆円、地方を入れれば1,000兆円の借金の中で、財政がパンクすると言われ、浜松市では広域合併が進み、飴とムチを含めて実行されています。行革審の提案も、学問に基づいてということではなく、一般常識として提案を申し上げます。一般的に、市民の目で見ると、「違うのではないか」ということをご提案しています。国もかなりスピードアップし、国の基準も変わってきます。そこを先取りし、浜松市が先行して、後追いにならないよ

うにしてほしいと思います。そして、このように公務員の処遇については、情報を公開することが重要だと思います。優秀な方、成績の良い方、一生懸命やる方にはしっかり報酬を支払う。市民の目から見て、「なぜ、あの職種の人給与が高いのか」という部分は、低くなるしくみもきちんとしていただき、常に情報を公開していただきたいと思います。既に、部長さんから説明をいただき、鋭意進めていくということですので、是非、スピードを上げていただきたいと思います。部長さんの説明と違う部分があれば、市長さんからお願いします。

北脇市長

情報公開の必要性、改革の方向の先取りはそのとおりだと思います。

付け加える部分として、ラスパイレス指数については、平成17年4月の時点では101でしたが、まだ未発表ではありますが、平成18年4月には98.4になります。また、給与のベースについて、人事院が50人以上の企業を調査して、公務員の給与を決めるべきだということですが、これは年明けの来年1月には、浜松市は人事委員会を設けます。そこで、人事委員会が浜松市内の民間企業を調査いたします。その時には、国と同様に50人以上の企業を調査し、人事委員会が、市職員の給与改定の勧告をすることになります。その時に、私どもが人事委員会に望むことは、地元企業の水準を最重視して、勧告をいただきたいと思います。

また、平成18年度から給与構造改革に取り組み、昇給に当たっては5段階の差をつけるようにしましたので、年功序列は次第に変容してくると思っています。

手当の中では、住居、通勤手当については、スピードアップして取り組んでまいります。

特殊勤務手当の中で、本来業務ではないかと思われるものに、特殊勤務手当が支払われているというご指摘がございましたが、市の職員制度では、職種の幅が狭いということと関連していますが、市の職員は、限られた人数で、いろいろな仕事を人事異動により担当することになります。そのため、職種も、給料表の面で見ると、医療職と教育職はありますが、残りは行政職となります。例えば、税務担当職員は、国家公務員では税務職として別の給料表になっていますが、浜松市では行政職に含まれるため、税務職員の給料表はありません。これは、他の自治体でも同じであり、税の徴収などは大変な場合がありますので、それらを配慮して、税務職という給料表がないところを、特殊勤務手当で対応しているという事情があります。

一般常識、市民の目から見ておかしいと思われることの中にも、理由が

あってそうなっているものもあります。それらをお伝えしてご判断いただきたいと思っています。

会長

ありがとうございました。

(4) 総括

会長

予定では閉会の時間ですが、日曜日の夜で恐縮ですが、私の話を最後まで聞いていただきたいと思います。

まず、平成の大合併ですが、これは、小さな町はやっていけなくなった。そこで、行財政改革を行っていく。そして、町ではやっていけないから、大きくまとまり、相互扶助をしようという基本的な問題だと思います。それは、市長も、市民も、市職員も、全員が我慢するということです。大きくなったから自分の給料だけ上がるということは間違っています。

次に、行革審は条例に基づき設置して、これまで行ってきました。条例では、意見や答申を受けた時は、これを尊重しなければならないとありますが、口でご苦労さんと言われても、心が通っていないとダメです。それはやはり実行することであり、検討することではありません。市長になってからいろいろな行革をしたと言われましたが、確かにそのとおり。私も社長、会長を28年務めているが、時代が変わり、昨日の常識は今日の常識ではない。だから、最高責任者は常に時代を読んでやっていくという点では、変えていくのは当たり前です。だから、それは自慢にはなりません。

無駄を削減するということは、これからの少子化、介護、老人に手厚くしていくことだと思います。例えば、子どもの教育のために浜松市が100億円節約して、3歳児までの子どもに他の市より1万円多く養育費を払う。そういう特徴を出さないと意味がありません。それは出せるはずです。フォルテでも2億円は節約できます。私たちが言っていることは、新聞にも出ていますが、総務省や内閣府でもどんどん変わってきています。例えば公会計については、複式簿記にしてバランスシートで、民間企業のように損益がわかるようにという提言に対し、市は最初、抵抗しました。しかし、東京都知事は2006年から実施しました。浜松市も実施することになりましたが、そこに至るまで時間が掛かりました。

市長の方針が不変だということなので、回答は伺わず、一方的にお話したいと思っています。聞いてください。

浜松市の政令指定都市の特徴は、法令では人口50万人以上、実際の運用では100万人以上、しかし、平成の大合併で70万人以上となりました。そこで、日本の人口は2006年から減少していくのに対し、市の幹部は、平成27年までは浜松市の人口が伸びると言っていました。今でもその考えに変わりはありませんか。

北脇市長

変わりません。

会長

それが、大変な間違いにならないければいいと思います。浜松市の道路の延長は、政令指定都市の中で最も長い。面積も広く、人口80万人。しかし、人口集中度は58%、人口が集中して住みやすい場所にいるというのは、政令指定都市では80~90%。80万人の人口で集中しているのは6割としても48万人。静岡市は人口70万人でも87%。集中度は浜松が一番低く、散らばっています。政令指定都市と言っても浜松は山ばかり。新潟市は、一望して平野で山が見えない。浜松市は言うなれば山村政令都市。総務省からの交付金も人口配分され、大変な問題となります。浜松が合併するに当たり策定した新市建設計画の総額は、3,542億円であり、その内、合併特例債を520~550億円見込んでいます（※実際の見込みは565億円）。この特例債は7割を国が負担するというのですが、交付金全体が減っていく中で、550億円近くの特例債を使い、3,540億円の計画を実施していくと大変なことが起こるのではありませんか。そこで、市議会の酒井議員の質問（平成18年2月定例会）に対する市長の答弁では、「青写真である」と言っています。

〈質問〉行革審の答申において、新市建設計画に掲げられている事業の変更、あるいは大幅な縮小が盛り込まれた場合、市としてはどう対応するのかをお伺いいたします。

〈答弁〉行革審から御意見をいただいた場合につきましては、これを真摯に受けとめ、各部局等で改めて新市建設計画掲載事業の必要性や効果等をさまざまな角度から検討してまいるとともに、新総合計画策定後においても、毎年度の戦略計画に検討内容を反映してまいります。その結果、検討過程において、個々の事業についての規模や実施時期の変更、さらには実施手法等の見直しはあり得るものと考えております。

合併した旧市町村では、全部やってくれると思っています。だから、「青写真」、「検討します」、「時代の変化に対応して…」、と言っても、どちらにも理解できるような言い方では、旧11市町村を迷わしてしまいます。そして、これを心配していると同時に、特例債550億円や交付金の問題を考えると、これは簡単ではないと思います。

また、浜松市の面積は、岐阜県高山市に次いで2番目に広い。その状況で、製造業が市外に流出しています。工場を移転すれば、従業員が例えば600人であれば、その600人が浜松市からの通勤は大変になるので、家族ごと向こうに引っ越すこととが多くなると思います。私の会社でも、相良工場や竜洋の工場を造った時、従業員が天竜川を渡るのが大変で、住居まで移しました。そして、80万人の中に、外国人も3万人います。これも、仕事のあるところに引っ越すことになります。さらに、メーカーの下請け、その下請けと波及し、移動せざるを得ないということになります。人口が簡単に増え続けるという認識は、大きな間違いだと心配しています。そんな中で、本社までは移らないだろうという話があるが、決して浜松市が住みやすいからいるわけではなく、新幹線の浜松駅があり、交通の便が良いから、浜松に本社を置いているのです。本社の機能は、東京や外国に出掛けることがあり、交通の便が良いということ間違えないようにしてほしいです。そういう点で、商工行政をどのように考えているのですか。例えば、浜松市の幹部は地元企業を回っていますか。商工部長は、新任のあいさつすら来ていません。一方、湖西市、牧之原市、大須賀町など、工場があるところの行政担当者は、仕事は増えないか、工場が移転しないかということで、毎月情報収集に来ています。大丸百貨店に何回足を運んだかわからないが、逃げ出すことを防がないと、大変なことになるということを心配しています。人口増には、新規の導入をすること、現状を減らさないようにすること、何かを生み出すということの3つの努力をしないと、大変なことになると心配しています。浜松が製造業の街だと思っていますが、既にオートバイの生産はなくなる。ヤマハさんは磐田市、スズキは愛知県豊川市、ホンダさんは熊本ということで、浜松市はゼロ。ピアノは、カワイさんは竜洋で、ヤマハさんも移転すれば、浜松にはない。浜松市の工業出荷額は2兆7千億円で人口80万人、磐田市は人口17万人ですが2兆1千億円、湖西市は人口4万4千人ですが1兆3千億円。浜松だけが製造業の街だと思っていたら大変な間違いです。一市多制度の問題がありました。市は、宅地並課税を5年間猶予、事業所税を5年間猶予と決め

ました。潜在的に、旧浜松市の事業者は不満を持っています。その中で、特例で一市多制度を地域に残していくと、余計感情論が出てきます。地域協議会についても、新潟市は8つの区に分けました。地域協議会は、旧市町村ごとには一切設けない。それは、新潟市民として同化していただくために、旧市町村単位では組織を置かないで、合併したのであれば、やはり新市として同化しなければいけないということだと思います。

市長公舎は、閑静な住宅地のところであり、そこで会議をやれば近所も迷惑して大変なことになる。フォルテの地下のホールは稼働率が50%です。もっと、真剣に市の施設を探せば、会議する場所はあるはず。そんな所で会議をすれば、車の渋滞などで近所から苦情がきます。

製造業は磐田市とは違わないところにきていることを真摯に受けとめるべきです。面積は広がったが、工場用地はない。市街化区域で大きな工場用地がないということで、工業政策をどうするのか。既に工場を移すということで、牧之原の方が土地が安いので、向こうに移動しています。

フォルテについては、銀座並みの家賃です。助役は社長として、どう考えるのか。市長の意向を聞いて決めるのであれば、社長ではないです。家賃を1割下げましたが、一番高いところは坪5万円/月。それは、地下のホールが1億8千万円の赤字であり、それを埋めるため、家賃を高くして利益を出している。8千4百万円の利益を出し、4千万円の税金を納めている。税金で家賃を払い、税金で利益を出して、その利益から税金を払っています。とても民間では考えられません。だから、私は市はやめなさいと言っているのです。フォルテのテナントは、市の関係で借りているのが7割、3割は民間ですが、市が関係するテナントと民間の家賃は違っています。市のテナントは、家賃を高く設定しています。そういうものを浮かして、介護に使いなさい、身障者に使いなさいということです。民間も、年間何億円と寄付しています。税金で税金を払うようなことはやめなさい。女性交流室は今年度でやめるそうですが、木下恵介記念館は、坪2万円で借りています。図書館、国際交流協会が入っていて、1階のガーデンは坪5万円、2階は4万9千円から3万7千円に下げましたが、まだまだ銀座並みの家賃。民間の家賃並みにすれば、赤字が出ます。そこで、地下ホールの1億8千万円の赤字をどうするかということを考える必要があります。フォルテを作ったことの追求はしません。しかし、その後アクトができて、いらなくなったのであれば売ればよいと思います。10億円のを1億円で売っても、9億円の赤字で済むが、年間1億8千万円の赤字を10年間持っていれば18億円の赤字が出ます。民間ではすぐ売ることを

考えます。市が45%の大株主であれば、決めていただきたい。そこで、庁内で会議を開いているというが、株式会社の会議を庁内で開いているのは、誰が開いているのですか。損してもいいから売ちなさい。赤字が止まるだけ良いと思います。

ザザシティの問題は、当事者は、銀行と地権者組合と市しかいません。だから市は行政上の責任はあるが、主導的責任はないということではなく、責任を認めたらと思います。責任は認めないが、金は払うとなると、市民は怒ります。

職員手当について、国が5,000円払い、市も5,000円払うというものや、国が5,000円払い、市が2,000円払うのは国準拠だと思います。しかし、住居手当は国が月2,500円、市は6,200円。これが国準拠と言えますか。国は持ち家制度には5年間に限定しています。浜松市は定年退職するまで。合計で国は15万円。しかし、浜松市は退職まで支給され、約40年間の総額で312万円となり、大変な違いになります。また、ラスパイレス指数は今年度98になると言うが、これは給料であって、手当は含まれていないのではないですか。

北脇市長

それは給料だけです。

会長

ラスパイレス指数は手当を含んでいない。だから98かもしれないが、手当を含めればそうは言っていないと思います。通勤手当は国の2倍。市長は自治省にいたのだから、そういうことを国に準拠という言葉を使うことはやめていただきたいです。

北脇市長

金額や支給年限が一緒でなければ、それは国準拠ではないので、そこまで下げていくということです。

会長

我々への市の当局の説明では、住居手当は6,200円から段階的に2,500円まで下げますと言っていました。行革審では、まず2,500円に下げなさいということ。それから段階的にしていくというのが普通だと思います。

北脇市長

その点については、下げていくことをできるだけ早くということで今ま

で申し上げています。

会長

できるだけ早くというのは、来年ですか再来年ですか、また、金額は6,200円だから国と同じ2,500円まですぐに下げます、そして支給も退職までではなく、国と同様に5年間にすると期限を定めることが必要です。組合との交渉などあると思いますが、それで市民が納得するかどうかということです。そういうことをやらなければダメです。

次は市長公舎の会議棟の使用については、企業経営者等との懇談というのがあります。しかし、その情報は市から出していただけませんでした。市役所やホテルではなく、市長公舎で行う懇談というのは、何でしょうか。そこで、私の平成12年の社長時代からの記録を調べて、平成12年5月15日に北脇後援会の「さつき会」で懇談が行われており、企業経営者との懇談というのは、「さつき会」のことで、これでは私的に公舎を使っていることとなる。このような重箱の隅をつつかせたのは誰か。また、居宅についても、市長さんの言っていることは矛盾しています。中核市と政令指定都市51市の中で、市は他都市との横並びをよく言われますが、市長公舎がある都市は7市、家賃を払っていないのは、秋田市、浜松市、横浜市の3市だけ。市民に知られない方がいいということで、この様な情報は市から出てきません。耐震性に問題があると言うが、明日地震があったらどうしますか。震度によっては、どこからでも市役所には行けないのではないですか。私たちは、世界中を相手にしています。自分が市庁舎に行けないとコントロールできないような組織にはなっていないはずですが、それでは、よほど助役以下が頼りないということになります。だから、そういう点で、すぐに公舎を出ると言えば、それで終わったのです。選挙で選ばれた私が決めるということであれば、それでいいでしょう。

退職金についても、報酬審に丸投げです。報酬審の委員には大変失礼ですが、労務、給与の専門家ではありません。私から見れば、利害関係人も入っていると思います。そういう中で、市役所職員が高卒で40年近く勤めた退職金は2,500万円くらいであり、3,340万円は高すぎます。市民感情としては、4年間で1千万円くらいが妥当です。私なら、1千万円にして、給料を少し上げてくれと言います。また、給料に家賃が含まれていなければ、家賃は加算してもらう。この様に、すぐ決断して実行すれば、すぐに解決します。耐震性に問題があるからやめると言っていますが、今晚地震が起きたらどうするのですか。もっと素直になりなさいよ。全国で家賃を払わずに市長公舎に住んでいるのは、秋田と横浜と浜松だけだか

ら、私も家賃を払いますというように、何か言えばよかったです、何も言わなかったから、余計こじれてしまいます。

また、市は正しい情報を出してほしいと思います。報酬審に出した資料では、市長の期末手当は3.3か月と書いてあります。期末手当については、国に準じた加算措置がありますので、実は3.3か月ではなく、4.785か月。しかし、報酬審の委員が見れば、市長は一般職員の4か月よりも少ないと思ってしまいます。だから、真実の数字を並べるのが、情報公開です。報酬審も、助役以下の給料を5%下げる、市議会の政務調査費を3万円下げるとされているようですが、どういう根拠で決めたのでしょうか。通常は上から決めるのではないのですか。自分のことから決めるべきではないですか。わかりやすい情報を正しくお知らせいただくことが必要だと思います。

行革審で、複式簿記の導入を提言した時、抵抗されましたが、最終的に市は方針を変えて、やることになりました。そういう点は立派です。浜松商工会議所も単式簿記でしたが、昭和58年に複式簿記を全国に先駆けて導入したことで、今日、明朗会計で会員も全国有数の会議所となりました。複式簿記をやることが決まったことは良かったと思います。やはり、情報の公開をもっとやるべきだと思います。

広報はままつについての提案ですが、行革審からこんな答申をいただきましたと、情報を公開すべきではないですか。過去のことの悪口を言っても仕方ありません。これからどうするかということで、昨日、自費で270万円掛けて意見広告を出しました。情報の公開として、行革審からどんな答申をいただいたかということを示すべきだと思います。

トップの姿勢、給与については、宮城県知事が退職金を辞退し、滋賀県知事も、湖西市長もその意思を表明し、議会に諮りました。安倍総理大臣も給与を30%カットし、閣僚は10%カットして、トップが範を示しました。この心意気は浜松市と比べたら雲泥の差です。これらのことは、新聞に出ていることばかりですから、是非やっていただきたいとお願いしたい。

時間がありませんので市にお願いしたいことは、民間の一経営者からすると、重箱の隅をつついて聞こえるかもしれませんが、私たちは、社員を叱咤激励し、会社として利益を上げ、その利益から40%税金を納め、その税金を行政が使っているのだから、のんびりされているは困るということです。だからといって、従業員に働かなくてもいい、利益が出なくてもいいとなれば、首が飛んでしまいます。しかし、公務員の皆さ

んは首が飛ばない。それだけ切迫感がないということではないでしょうか。

また、市民の皆さんにお願いしたいのは、補助金を貰えれば動く、地域の伝統文化も、自分たちの伝統を自分たちのお金で伝えていこう、その分を介護や子どもに向けるということで、おねだり根性はやめましょうということです。是非、お願いいたします。

議会の皆さんも、是非、シンクタンクを作って、いろいろな調査ができるようにしてください。行革審がこれだけ調査ができて、いろいろ勉強して知ることができたのは、事務局が優秀で、いろいろ調べてくれたからです。したがって、市議会も調査機関を作りましょう。党派の違いは関係なく、調査機関を設置してみてください。

どうか市民の皆さん、自分が納めたお金がどう使われているのかを、よくチェックしていただきたいと思います。

最後に、市は情けがあるならば、まだ来年3月まで半年の任期がある行革審に対し、次の都市経営会議について、人選は未定と発表していますが、こういう発表は気を付けないといけないと思います。こういうことはマスコミに出て行きます。今日の話も来年3月で終わることから、馬耳東風で済んでしまいます。心で「お願い」、「ありがとう」と言いながら、実はそうではないと取れるので怒れます。

会長

以上で第4回浜松市行財政改革推進審議会を終わります。

3 閉 会

事務局

非常に議論が白熱したため、午後8時終了予定が、9時近くになってしまいました。誠に申し訳ございませんでした。ただ今、会長からもお話がありました。行革審は来年3月まで任期がありますので、精一杯頑張っています。3月には1年間の総括を行いたいと思いますので、今後とも皆様方のご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成18年度第4回浜松市行財政改革推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名人